

融資あっせん制度の拡充を継続するとともに、 対象要件を変更します。

調布市では、市内の中小企業者の方に特定金融機関への融資あっせんを行っています。

令和2年度から、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受ける市内事業者の方を対象に、緊急措置として、調布市中小企業事業資金融資あっせん制度を拡充していますが、引き続き、新型コロナウイルス感染症や物価高騰（ウクライナ情勢や円安等に起因）による影響を受けることが想定されるため、下記のとおり融資あっせん制度の拡充を継続するとともに、対象要件を変更します。

	従来制度（拡充前）	拡充制度
資金の種類	運転資金	運転資金
対象要件	業歴1年以上、かつ下記基本要件を満たすこと	業歴1年以上、かつ下記基本要件を満たすこと ・売上（見込）表は事業主名等を記載のうえ、ご提出ください。 ・売上の比較年は1年前を基準とします。 ※ <u>物価高騰（ウクライナ情勢、円安などに起因）や新型コロナウイルス感染症の影響により最近3ヶ月間の売上高、又は、直近1ヶ月の実績を含む今後3ヶ月間の売上見込が前年同月と比較して5%以上減少していること</u> （ <u>新型コロナウイルス感染症に起因するものは、セーフティネット保証第5号相当の認定基準を満たす場合も可</u> ）
融資限度額	1,500万円	1,500万円
□数	上記融資限度額の範囲内で、2□まで利用できます。	上記融資限度額の範囲内で、3□まで利用できます。
償還期間 （据置期間）	84ヶ月（7年）以内 ※据置期間最長6ヶ月を含む	84ヶ月（7年）以内 ※据置期間最長12ヶ月を含む
融資利率	長期プライムレート （融資実行日の利率）	長期プライムレート （融資実行日の利率）
利子補給 （補助）	融資利率の2分の1	全額補助 ※当初3年間 （4年目以降は融資利率の2分の1）
信用保証料	2分の1 補助	全額補助

※既存の市制度融資からの借換は対象外です。

★申込受付期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日（※土、日、祝日、休館日除く）

【基本要件】

- 個人の場合は、市内に住所を有すること。法人の場合は、登記上の本店所在地を市内に有すること。
- 都内又は東京都に隣接する県内に事業所を有すること。
- 納期を経過した市税を完納していること。
- 法人にあっては、代表者を連帯保証人としてたてられること。
- 融資あっせんを受けた資金の償還及び利子の支払について十分な支払能力を有すること。

●詳細は、市ホームページをご覧ください。

●申し込みは予約制となりますので、事前に下記までご連絡ください。

産業労働支援センター（調布市市民プラザあくろす3階）調布市国領町2-5-15
 TEL：042-443-1217 受付時間：8時30分～16時30分
 ※土・日・祝日は受付していません。休館日毎月第3月曜日（祝日の場合は翌日）